

●香川県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年6月16日から同年7月7日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 中村落合線（130号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市松崎94番2地先から 東かがわ市松崎33番1地先まで	12.0~16.3	231	平成22年香川県告示第268号 で変更した区域の一部及び平 成28年香川県告示第309号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成29年6月16日